

甲子園大学学則

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 甲子園大学（以下「本学」という。）は、学校法人甲子園学院の校訓「黽勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。

2 前項に基づく学部・学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検及び評価)

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

(名 称)

第 2 条 本学は、甲子園大学と称する。

(所在地)

第 3 条 本学は、兵庫県宝塚市紅葉ガ丘 10 番 1 号に置く。

第 2 章 組織及び収容定員

(組 織)

第 4 条 本学に、次の学部及び学科を置く。

栄養学部 栄養学科

フードデザイン学科

心理学部 現代応用心理学科

第 4 条の 2 本学に大学院を置く。

2 大学院に次の研究科を置く。

栄養学研究科

心理学研究科

3 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第 4 条の 3 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(教育研究施設等)

第4条の4 本学に、入試センター、情報処理センター、発達・臨床心理センター、保健管理センター、キャリアサポートセンター、地域連携推進センター、共通教育推進センター、産学連携センター、体育館及び至誠館を置く。

2 前項に規定するセンター等に関する規程は、別に定める。

(教育推進室)

第4条の5 本学に、学士課程教育・大学院教育推進室（以下「教育推進室」という。）を置く。

2 教育推進室に関する規程は、別に定める。

(収容定員)

第5条 学生の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
栄 養 学 部	栄 養 学 科	120	480
	フーズデザイン学科	80	320
心 理 学 部	現 代 応 用 心 理 学 科	60	240

第 3 章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第7条 本学の在学期間は、8年を超えることはできない。

2 第22条の規定により入学した学生の在学期間は、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 第28条の規定により、再入学した者の退学以前の在学期間は通算する。

4 第30条の規定により、転学部、転学科を許可された者の在学期間は通算する。

5 第53条に規定する停学の期間は、これを在学期間に算入する。ただし、通算して3か月を超える場合は、第31条に規定する卒業の要件の期間には算入しないものとする。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 10 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 学院創立記念日（5 月 1 日）
 - (4) 春季休業 3 月 11 日から 3 月 31 日まで
 - (5) 夏季休業 8 月 12 日から 9 月 23 日まで
 - (6) 冬季休業 12 月 24 日から翌年 1 月 6 日まで
- 2 学長が必要と認めた場合には、前項に定める休業日を変更し、又は休業日に授業を行くことがある。
- 3 臨時休業日は、そのつど学長が定める。

第 5 章 教育課程及び履修方法

（教育課程）

第 11 条 本学における授業科目は、総合教養科目及び専門科目とする。

- 2 前項に規定する授業科目及びその単位数並びに履修方法等については、別に定める。
- 3 資格若しくは受験資格又は免許を取得しようとする者は、別に定める規程等に従い、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

（教職課程）

第 11 条の 2 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく教職課程をおく。

- 2 前項に開設する授業科目及び単位数は、別に定める。
- 3 本学において、取得できる教育職員免許状の種類等は、次のとおりとする。

学部・学科	免許状の種類
栄養学部栄養学科	栄養教諭 1 種普通免許状
栄養学部フードデザイン学科	栄養教諭 2 種普通免許状

- 4 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法及び修得すべき単位等必要な事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第 11 条の 3 教育上有益と認めるときは、本学と他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が当該大学又は当該短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 11 条の 4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 11 条の 5 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項に規定するほか、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 第 2 項により修得したものとみなすことができる単位数は、第 11 条の 3 第 1 項及び前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 第 22 条第 1 項第 5 号から第 7 号に該当する者が本学に編入学する場合は、第 1 項の規定を準用する。

5 入学前の既修得単位等の認定に関し、必要な事項は別に定める。

(授業科目の単位の計算方法)

第 12 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義、演習

1 時間の講義及び演習に対して、授業時間外の 2 時間の学修を必要とするものとし、15 時間の講義及び演習をもって 1 単位とする。日曜日

(2) 実験、実習、実技等

実験室、実習場等で行うものとし、30 時間から 45 時間の実験、実習、実技等をもって 1 単位とする。ただし、心理学部における心理学基礎実験実習については 15 時間の実験実習をもって 1 単位とする。(授業科目の単位修得の認定)

第 13 条 授業科目を履修した者に対する単位修得の認定は、試験その他の審査により、これを行う。

2 前項の試験及び審査の方法については、別に定める。

(単位の付与)

第 14 条 授業科目を履修し、試験その他の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 15 条 試験その他による成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の五段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

第 6 章 入 学

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び編入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 17 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 学校教育法施行規則第 150 条各号のいずれかに該当する者

(入学志願の手続)

第 18 条 本学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 19 条 前条の入学志願者に対しては、学力試験、面接試験等を行う。

2 入学者の選抜に関する要項は、別に定める。

(入学の手続)

第 20 条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学金等を納入し、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第 21 条 学長は、前条に規定する入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学へ入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 他の大学に在学する者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
- (6) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
- (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するも

の当該課程を我が国において履修した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）

- 2 前項による入学志願者は、同項第 2 号に掲げる者にあつては現に在学する大学の長の許可書、第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者にあつては卒業証明書、第 5 号及び第 6 号に掲げる者にあつては修了証明書、第 7 号に掲げる者にあつては卒業証明書又は修了証明書を、出願の際願書に添えなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに本学を卒業するために必要な在学年数については、教授会の意見を聴いて、学部長が決定するものとする。

第 7 章 休学、復学、転学、退学、除籍及び転学部等

(休学)

第 23 条 学生が、病気その他やむを得ない理由により、3 か月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、学部長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

- 2 学生が、病気のため修学することが適当でないと認められたときは、学部長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 24 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第 7 条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、復学願を学部長に提出して、その許可を受けて復学することができる。

(転学)

第 26 条 他の大学へ転学を希望する者は、保護者連署の転学願を学部長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 27 条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、その理由を具し、保護者連署の退学願を学部長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第 28 条 前条に規定する手続を経て本学を退学した者又は第 29 条第 5 号により除籍になった者で、再入学を願い出た者に対しては、学長は、教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(除籍)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 病気、成績不良その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 所定の在学期間を超えた者
- (4) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 所定の期間内に授業料その他納付金を納入しない者

(転学部等)

第 30 条 他の学部に転学部又は同一学部の他の学科に転学科を志願する者があるときは、所属学部長の承認を得て、志願することができる。

- 2 転学部又は転学科は、志願先の教授会の意見を聴いて学長が許可する。
- 3 その他転学部又は転学科については、別に定める。

第 8 章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件等)

第 31 条 本学に 4 年（第 22 条第 1 項の規定により入学した者については、同条第 3 項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、その単位数を修得した者については、当該学生の所属する学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数については、別に定める。

(学位の授与)

第 32 条 前条の規定により卒業を認定した者には、次の区分に従って、学士の学位を授与する。

栄 養 学 部	栄 養 学 科	学 士 (栄 養 学)
	フーズデザイン学科	学 士 (フーズデザイン学)
心 理 学 部	現 代 応 用 心 理 学 科	学 士 (心 理 学)

- 2 前項のほか、学位について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第 33 条 本学における入学検定料、入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

区 分	栄 養 学 部		心 理 学 部
	栄 養 学 科	フーズデザイン学科	現 代 応 用 心 理 学 科

	円	円	円
入学検定料	30,000	30,000	30,000
入学金	300,000	300,000	300,000
授業料（年額）	958,000	908,000	868,000
実験実習費（年額）	217,500	150,000	—
施設設備費（年額）	74,000	74,000	74,000

2 入学金は、入学手続の際に納入しなければならない。

3 授業料、実験実習費（以下「授業料等」という。）は、毎年度について、前期（1次、2次）及び後期（1次、2次）の4期に区分し、それぞれの期において、年額の4分の1に相当する額を、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、前期（1次）に1か年分又は前期分、後期（1次）に後期分の授業料等の納入を希望する者は、その旨を申し出て納入することができる。

4 第1項に掲げる授業料等以外に、特定の授業科目を履修する場合は、必要に応じて個々に定める経費を別途納入しなければならない。

5 入学検定料は、第1項に定める金額にかかわらず、複数出願するときは、減額することがある。

（授業料等の貸与）

第34条 学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により授業料等の納入が困難な者に対しては、別に定める規程により、授業料等の全部、又は一部を貸与することがある。

（休学者の授業料等の取扱い）

第35条 休学を許可され又は命ぜられた者（以下本条において「休学者」という。）の休学中の授業料等は、免除する。ただし、休学者は、休学中は休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料は別に定める。

（復学者の授業料等の取扱い）

第36条 前期又は後期中途において復学した者の授業料等は、当該期の授業料等の額から、既に納入した授業料の額を差引いた額とし、復学した日から10日以内に納入しなければならない。

（転学、退学及び停学者の授業料等の取扱い）

第37条 前期又は後期中途で、転学又は退学しようとする者は、当該期分の授業料等を納入するものとする。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

（既納付金）

第38条 既納付金は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第10章 職員組織

（職員）

第 39 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、副学長、学長補佐を置くことができる。

(学部長)

第 40 条 学部に、学部長を置く。

第 41 条 削除

(図書館長)

第 42 条 図書館に、館長を置く。

(教育推進室長)

第 42 条の 2 教育推進室に、室長を置く。

(センター長)

第 43 条 入試センター、情報処理センター、発達・臨床心理センター、保健管理センター、キャリアサポートセンター、地域連携推進センター、共通教育推進センター及び産学連携センターに、それぞれセンター長を置く。

第 11 章 評 議 会

(評議会)

第 44 条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 各学部長

(4) 削除

(5) 各研究科長

(6) 入試センター長

(7) キャリアサポートセンター長

(8) 地域連携推進センター長

(9) 共通教育推進センター長

(10) 産学連携センター長

(11) 図書館長

(12) 教育推進室長

(13) 事務局長

(14) 各学部から選出された教授各 2 人以内

(15) その他学長が評議会の議を経て指名した者

3 評議会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 本学の重要な規則、規程の制定及び改廃に関する事項

- (2) 本学の学部、学科、教育施設その他重要な施設の設置及び改廃に関する事項
 - (3) 本学教員の任用及び昇任の基準に関する事項
 - (4) 本学の入学定員に関する事項
 - (5) 各学部等の連絡調整に関する事項
 - (6) 教職員の福祉及び厚生に関する事項
 - (7) 学生の賞罰に関する事項
 - (8) 学生の厚生補導に関する事項
 - (9) その他本学の運営に関する重要な事項
- 4 評議会に関する規程は、別に定める。

第 12 章 教 授 会

(教授会)

第 45 条 本学の各学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長及び当該学部の専任の教授をもって組織する。ただし、学部長又は教授会が必要と認めた場合には、准教授を加えることができる。
- 3 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 5 教授会に関する規程は、別に定める。

第 13 章 聴講生、科目等履修生、研究生、外国人留学生及び委託生

(聴講生)

- 第 46 条 本学の所定の授業科目中、1 科目又は数科目について、聴講を志願する者があるときは、教育、研究に支障がない場合に限り、選考のうえ学長は教授会の意見を聴いて、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第 47 条 本学の所定の授業科目中、1 科目又は数科目について履修し、単位を取得することを志願する者があるときは、教育、研究に支障がない場合に限り、選考のうえ学長は教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第 48 条 本学教員の指導の下に、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ学長は教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 49 条 外国人で、留学のため本学に、入学を志願する者があるときは、選考のうえ学長は教授会の意見を聴いて、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 50 条 公の機関等から、学生の委託について願い出があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴いて、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

第 14 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 51 条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座は、学長、又は学部長が、これを主宰する。

第 15 章 賞 罰

(表彰)

第 52 条 学生で、学業成績が優秀で品行方正な者、又は他の学生の模範となる者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第 53 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込のない者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者性行不良で改善の見込のない者

3 学生の懲戒手続に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、昭和 60 年度以前に入学した者については、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 62 年 3 月 31 日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 63 年 3 月 31 日現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正規則第 11 条第 2 項別表中増設科目並びに第 33 条第 1 項については、昭和 31 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年 3 月 31 日現に在学する者については、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	栄 養 学 部	経 営 情 報 学 部
授 業 料 (年額) 実 験 実 習 費 (年額)	830,000 円 195,000	720,000 円 —

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科の入学定員については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間は、300 人とする。
- 3 平成元年度以前に入学した者については、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	栄 養 学 部	経 営 情 報 学 部
授 業 料 (年額) 実 験 実 習 費 (年額)	850,000 円 200,000	740,000 円 —

附 則

この学則は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前に入学した者については、第33条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	栄 養 学 部	経 営 情 報 学 部
授 業 料 (年 額)	870,000 円	760,000 円
実 験 実 習 費 (年 額)	200,000	—

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学者については、改正後の第11条第2項別表並びに第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、改正後の第11条第1項、第11条の3第2項及び第30条並びに第11条第2項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科の入学定員については、第5条の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの間は、275人とする。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日現在に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 平成 10 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科の入学定員については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 15 年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
250 人	240 人	230 人	220 人

- 3 平成 11 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前の入学者については、学部名称の変更を除き、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学者については、第 34 条の変更を除き、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、人間文化学部及び比較文化学科の名称変更並びに比較文化学科の学位記の変更については、平成 18 年度以降に当該学部・学科に入学した者に対して適用する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 17 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条及び第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の科目については、それぞれ変更の対象となる入学年度を遡及して適用する。

科目区分	授業科目	適用入学年度	
現代経営学部 医療福祉マネジメント学科 専門科目	社会保障論 A	平成 16 年度以降入学生	
	社会保障論 B		
	精神医学 A		
	精神医学 B		
	精神保健学 A		
	精神保健学 B		
	精神科リハビリテーション学 A		
	精神科リハビリテーション学 B		
	精神保健福祉論 A		
	精神保健福祉論 B		
	精神保健福祉論 C		
	精神保健福祉援助技術総論 A		
	精神保健福祉援助技術総論 B		
	精神保健福祉援助技術各論 A		
	精神保健福祉援助技術各論 B		
	精神保健福祉援助演習 A		
	精神保健福祉援助演習 B		
	社会福祉援助技術現場実習 I	社会福祉援助技術現場実習 I	平成 17 年度以降入学生
		社会福祉援助技術現場実習 II	
		社会福祉援助技術現場実習指導 I	
社会福祉援助技術現場実習指導 II			
社会福祉援助技術現場実習指導 III			
人文学部心理学科 専門科目	精神保健学 A	平成 16 年度以降入学生	
	精神保健学 B		
人文学部総合教養科目	心理学の基礎		
	心理学の応用		
	社会学の基礎		
	社会学の応用		

法	学	入	門
日	本	国	憲法

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前の入学者については、改正後の第 31 条及び第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条第 2 項別表の人文学部総合教養科目については、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 現代経営学部現代経営学科、同医療福祉マネジメント学科、人文学部心理学科並びに同社会文化学科は、平成 23 年度以降の学生募集を停止する。
- 3 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、前項の学部・学科は、平成 22 年度以前に入学した者が在学しなくなるまで存続するものとする。
- 4 平成 22 年度以前に入学した者については、改正後の第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 第 2 項、同条第 3 項、第 31 条、第 32 条、並びに第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学者については、改正後の第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 現代経営学部現代経営学科、同医療福祉マネジメント学科及び人文学部心理学科、同社会文化学科は平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合教育研究機構は、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 3 人間文化学研究科は、平成 27 年 4 月 1 日から心理学研究科に名称変更した。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。